

年 月 日

熊本県知事

様

申出者の住所又は
主たる事務所の所在地
申出者の氏名又は名称

下記の建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 2 項の規定により建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を受けたいので、建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項に規定する申請書及びその添付図書を添えて申し出ます。

記

1 申請に係る建築物の位置

2 申請に係る建築物の概要

- (1) 用途
- (2) 構造・階数
- (3) 延床面積

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

(注意)

申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第 2 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

〇〇広域本部建築主事 様

熊本県知事 印

建築物エネルギー消費性能向上計画通知書

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 2 項（同法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。）による申出が下記のとおりありましたので、同法第 30 条第 3 項（同法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画を通知します。

記

- 1 申請の受付年月日及び番号
- 2 申請者の住所又は主たる事務所の所在地及び申請者の氏名又は名称
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 添付書類 建築確認申請書一式

様式第3号（第5条関係）

取下げ届出書

年 月 日

熊本県知事

様

届出者の住所又は

主たる事務所の所在地

届出者の氏名又は名称

下記の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る申請を取り下げたいので、熊本県建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る事務処理要項第5条の規定により届け出ます。

記

1 申請年月日

2 申請に係る建築物の位置

3 取下げ理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

（注意）

届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第 号
年 月 日

認定申請者 様

熊本県知事

印

認定できない旨の通知書

下記の申請による建築物エネルギー消費性能向上計画は、下記の理由により（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定 ・ 建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定 ）に適合しないと判断したため、認定できないことを通知します。

記

1 申請の受付年月日及び番号

2 申請に係る建築物の位置

3 理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がある時を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第7条関係）

取りやめる旨の申出書

年 月 日

熊本県知事

様

申出者の住所又は

主たる事務所の所在地

申出者の氏名又は名称

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、熊本県建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る事務処理要項第7条の規定により申し出ます。

記

1 認定番号及び認定年月日

2 認定に係る建築物の位置

3 取りやめる理由

（注意）

- 1 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 申出者の氏名の欄には、建築又は維持保全を行う権限を有さない者は記載する必要はありません。

様式第6号（第8条関係）

（第1面）

建築工事完了報告書（建築士版）

熊本県知事

様

年 月 日

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了したので、
熊本県建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る事務処理要項第8条の規定により報告します。

記

- 1 認定番号及び年月日
- 2 認定に係る建築物の位置
- 3 認定建築主の氏名
- 4 建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士
（ 級）建築士（ ）登録第 号
住所
氏名
（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号
名称
所在地
- 5 工事着手年月日 年 月 日
- 6 工事完了年月日 年 月 日

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

（注意）

報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第6号（第8条関係）

（第1面）

建築工事完了報告書（施工者版）

年 月 日

熊本県知事

様

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了したので、
熊本県建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る事務処理要項第8条の規定により報告します。

記

1 認定番号及び年月日

2 認定に係る建築物の位置

3 認定建築主の氏名

4 建築物の建築工事を実施した施工者
施行者の名称
建設業の許可番号
主任技術者の氏名

5 工事着手年月日 年 月 日

6 工事完了年月日 年 月 日

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

（注意）

- ・ 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- ・ 施工者が発注者に提出した工事完了報告書の写し（工事写真を含む。）を添付してください。

様式第 6 号（第 8 条関係）

（第 2 面）

7. 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物の工事が行われた旨の確認内容

	確認を行った部 位、材料の種類 等	照合内容	照合を行った 設計図書	照合結果（不適 の場合は、その 内容）
外皮性能に関 する基準				
一次エネルギ ー消費量に関 する基準				
性能向上計画 認定に係るそ の他の基準				

8. 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更※を行った場合の変更内容（変更申請以外
のものに限る。）

--

※変更申請以外で可能な変更は、施行規則第 2 6 条に規定される軽微な変更である。

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

認定建築主又は
基準適合認定建築物の所有者 様

熊本県知事

印

報告を求める旨の通知書

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第32条の規定により報告を求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、同法（第74条・第72条）の規定により罰せられることがありますので申し添えます。

記

- 1 認定番号及び認定年月日
- 2 認定建築主又は基準適合認定建築物の所有者の氏名
- 3 認定に係る建築物の位置
- 3 報告を求める理由及び内容
- 4 報告の期限

第 号
年 月 日

認定建築主 様

熊本県知事

印

改善命令書

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が行われていないので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第33条の規定により、改善するよう命じます。

記

- 1 認定番号及び認定年月日
- 2 認定建築主の氏名
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 改善が必要な事項
- 5 期 限

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がある時を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。

認定建築主又は
基準適合認定建築物の所有者 様

熊本県知事

印

認定取消通知書

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条の規定に基づき、下記の理由により当該認定を取り消しましたので、熊本県建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る事務処理要項第11条の規定に基づき通知します。

記

- 1 認定番号及び認定年月日
- 2 認定建築主の氏名
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 理由

教示

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がある時を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。